

事務連絡
令和3年8月4日

教職課程を置く各国公私立大学
教職課程担当部局 御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

複数学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る
教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正等について

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）及び「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（令和3年1月26日中央教育審議会答申）の提言等を踏まえ、複数の学科等間の授業科目・専任教員の共通化や小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の教職課程間の授業科目・専任教員の共通化の範囲の拡大、小学校教諭免許状の教職課程を設置する際の授業科目開設や専任教員配置の要件の緩和を内容とした教職課程認定基準の改正が行われましたのでお知らせします（別添1参照）。

なお、同日付で別途に送付する「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」（総合教育政策局長通知）においても、教職課程認定基準等の改正が含まれているため、左記通知及び本事務連絡における改正内容を反映させた教職課程認定基準等を別添2～4として添付しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

また、本改正（通知における改正内容を含む）を踏まえた教職課程の説明会や変更届の日程等については、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

記

1. 改正の要点

(1) 複数の学科等の間において授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大

- (ア) 中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項（以下「教科専門科目」という。）及び養護に関する科目について、他学科等の教職課程の授業科目として認定されているものについて、共通開設を可能とする。

（教職課程認定基準4－8（1）ii）①②）

(イ) 中学校及び高等学校の教科専門科目について、他学科等で開設する授業科目(全学共通科目等を含む)を自学科の教職課程の授業科目として活用可能な範囲については、教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数までとするか、自学科等が開設する教科専門科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれかについて、大学による選択を可能とする。

(教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2)、4-8(1)ii)④)

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

幼稚園及び小学校の「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む)、教育実践に関する科目」(以下「教職専門科目」という。)について、複数の学科等の間での共通化を可能とする。(※各教科の指導法及び教育実習については(2)②にも記載)

(教職課程認定基準4-8(2))

③ 専任教員の共通化の範囲の拡大等

(ア) ①及び②により、授業科目の共通化の範囲の拡大に併せて、共通化する授業科目を担当する教員は、複数の学科等の教職課程において共通して専任教員となること(専任教員の共通化)を可能とする。

(教職課程認定基準4-8(4))

(イ) 幼稚園と小学校の教職課程の専任教員については、入学定員が50人までは教科専門科目と教職専門科目についてそれぞれ5人と3人、入学定員が50人を超える場合には、50人ごとに教科専門科目と教職専門科目の専任教員を1人ずつ(合計2人)追加的に配置することとしているが、教科専門科目、教職専門科目のいずれか又は合わせて2人の配置を可能とする。

(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))

(2) 小学校と中学校の教職課程の間において授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大(義務教育特例)

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校等の教科専門科目の共通化を可能とした。また、このうち複数の学科等に小学校と中学校等の教職課程を置く場合、他学科等で開設する教科専門科目を自学科の中学校の教職課程の授業科目として活用可能な範囲については、教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数までとするか、自学科等が開設する教科専門科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれかについて、大学による選択を可能とする。

(教職課程認定基準4-8(1)i)③、ii)③④)

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校の各教科の指導法、教育実習について授業科目の共通化を可能と

する。

(教職課程認定基準 4-8 (2) v) viii)

(3) 小学校免許状の教職課程の設置の際の科目開設や専任教員配置の要件の緩和

① 教科専門科目の開設の要件の緩和

教科専門科目については国語等の10教科の授業科目を開設しなければならないこととしているが、教育職員免許法施行規則第3条第1項表備考第1号において1教科以上の科目の修得で可能であることを踏まえ、授業科目の開設についても1教科以上として要件を緩和する。

(教職課程認定基準 4-2 (1))

② 専任教員配置の要件の弾力化

教科専門科目の開設要件の見直しを踏まえ、当該科目に配置する専任教員については現行5教科以上にわたり5人以上としているものを1人以上とし、残りの4人については教科専門科目、教職専門科目、複合科目のいずれの配置でも可能として要件を弾力化する。

(教職課程認定基準 4-2 (4))

(4) 適用期日

令和4年度から適用予定。

(教職課程認定基準 13)

2. 留意事項等

(1) 中学校及び高等学校の教科専門科目の共通化の範囲の拡大について

他学科等の授業科目の活用可能な範囲が拡大するが、自学科等で教科の専門性を修得できる学位プログラムを提供していること(学科等の目的・性格と免許状との相当関係(教職課程認定基準 2 (4) の基準は満たすこと)は必要であること。

(2) 幼稚園及び小学校の教職専門科目の共通化の範囲の拡大について

教職専門科目の共通開設の範囲が拡大することにより、教員養成を主たる目的とする学科等の学生とその他の教職課程を置く学科等(以下、「その他の学科等」という。)の学生が、同じ教職専門科目を履修する場合には、例えば、その他の学科等の専門の学問分野の必修科目と重ならない時間帯に開講することや、その他の学科等の学生にもきめ細かな教職指導を行うことなど、学位プログラムの違いを踏まえた学生の履修への配慮が求められること。

(3) 小学校及び中学校の両免許状の取得促進

教科担任制の導入なども踏まえ、教師には学校段階間の接続を見通して指導する力や、教科等横断的な視点で学習内容を組み立てる力など、総合的な指導力について教職生涯を通じて身に付けることが求められるため、養成段階においては、

小学校と中学校の両方の免許状を取得することが考えられるが、その際、両方が1種免許状である必要は必ずしもなく、一方を1種免許状で取得し、もう一方は2種免許状を取得するなど、両方の免許状の取得を促進していくことも望まれること。

(4) 中学校免許状の教職課程における学修

中学校免許状を保有する教師が小学校で当該免許状の教科を教えることが可能となっていること（教育職員免許法第16条の5）に鑑み、中学校免許状取得の際の各教科の指導法において、小学校段階を意識した教科の指導法等を学修できるよう、各大学におけるカリキュラムの工夫等が期待されること。

(5) 幼稚園と小学校との接続、中学校と高等学校との接続

幼稚園と小学校との接続や中学校と高等学校との接続についても重要であることから、今回の教職課程認定基準の改正により、教職課程において小学校と中学校を一体として指導する場合であっても、これらの学校種間の接続に関する理解についても、引き続き留意が必要であること。

(6) 小学校免許状の教職課程の設置の際の科目開設や専任教員配置の要件の緩和

今回の教職課程認定基準の改正により、小学校の教職課程において、例えば、理科や数学の教科専門科目を重点的に開設してこれらの授業科目を履修することにより教科の専門性を高めることや、教科専門科目と各教科の指導法を合わせた「複合科目」を開設してこれらの授業科目を履修することにより実践的な指導力を高めること等が期待されること。

また、小学校と中学校の教科専門科目の共通開設も併せて活用することにより、両方の免許状取得の促進も期待されること。

(7) 教職課程の水準の維持・向上

今回の教職課程認定基準の改正により、教職課程をより効果的・効率的に実施することが可能となるが、複数の学科等の中で教職課程運営の責任の所在が不明確になったり、教職課程のカリキュラムの体系性が失われたりすることで、質が低下することのないよう、令和4年度から義務化される全学的に教職課程を実施する組織体制を備えるとともに、当該組織が中心となって、教職課程の自己点検・評価を実施するなど、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく取組を充実させることが重要であること。

○今後のスケジュール（予定）

- ・令和3年8月中旬：事務連絡（教職課程に関する説明会案内ほか）
- ・令和3年9月：教職課程に関する説明会（オンライン）
- ・令和4年2月中：ICT新設科目の変更届提出期限
- ・令和4年3月中：ICT新設科目以外の変更届提出期限

添付資料：

- 別添 1 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）
- 別添 2 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）（令和 3 年 8 月 4 日現在版）
- 別添 3 教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）（令和 3 年 8 月 4 日現在版）
- 別添 4 教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成 20 年 10 月 24 日課程認定委員会決定）（令和 3 年 8 月 4 日現在版）

参考資料 1 義務教育特例を適用した場合の開設の一例

参考資料 2 小学校免許状の教職課程を設置する際の要件の緩和について

<本件担当>

総合教育政策局 教育人材政策課

教員免許企画室 教職課程認定係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線 2451, 2453）

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正 新旧対照表

別添 1

改正案	現 行
<p>1～2 省略</p> <p>3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3 (5) i) (※2) (※3)、4-4 (5) i) (※2) (※3)、<u>4-8 (4) ii) ①②</u>の場合を除く。</p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>～(表) 省略～</p> <p>(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。</p> <p>入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに本表に掲げる合計必要専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。</p>	<p>1～2 省略</p> <p>3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3 (5) i) (※2) (※3)、4-4 (5) i) (※2) (※3)、<u>4-8 (4)、4-9 (4)</u>の場合を除く。</p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>～(表) 省略～</p> <p>(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。</p> <p>入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに「領域に関する専門的事項」並びに「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。</p>

(※2)～(※4) 省略

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2)～(3) 省略

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②～④のいずれかに1人以上とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。

また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

①「教科に関する専門的事項」

②教育の基礎的理解に関する科目

③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

④「各教科の指導法」

⑤「複合科目」

(※2)～(※4) 省略

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「小学校全教科」という。）の各教科ごとに開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2)～(3) 省略

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

<u>「教科に関する専門的事項」</u>	<u>「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</u>
<u>小学校全教科のうち、5教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上</u>	・ <u>教育の基礎的理解に関する科目において1人以上</u> ・ <u>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上</u>
合計5人以上	・ <u>「各教科の指導法」において1人以上</u> 合計3人以上

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する専門的事項」並びに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(※2) 「複合科目」を担当する専任教員を、「教科に関する専門的事項」

<p>(5) <u>同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。</u></p> <p>4－3 中学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>4－4 高等学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条第1</p>	<p><u>の必要専任教員数に含めることができる。</u></p> <p>(※3) <u>同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。</u></p> <p>(※4) <u>短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。</u></p> <p>4－3 中学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>4－4 高等学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条第1</p>
---	---

項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3)～(6) 省略

4-5～4-7 省略

4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等又は複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1)「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 同一の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(イ) 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）

(ロ) 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）

(ハ) 中学校（社会）と高等学校（公民）

(二) 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）

(ホ) 中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）

(ヘ) 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）

項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで他学科等において開設する授業科目をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3)～(6) 省略

4-5～4-7 省略

4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1)「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i)「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii)「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）

② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）

③ 中学校（社会）と高等学校（公民）

④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）

⑤ 中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）

⑥ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）

⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）

- (ト) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と高等学校 (看護)
- (チ) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と養護教諭
- (リ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と高等学校 (看護)
- (ヌ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と養護教諭
- (ル) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と中学校 (保健)・高等学校 (保健)
- (ヲ) 中学校 (技術) と高等学校 (情報)
- (ワ) 中学校 (技術) と高等学校 (工業)
- (カ) 高等学校 (看護) と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- (イ) 小学校の国語と中学校 (国語)・高等学校 (国語)
- (ロ) 小学校の社会と中学校 (社会)・高等学校 (地理歴史)・高等学校 (公民)
- (ハ) 小学校の算数と中学校 (数学)・高等学校 (数学)
- (ニ) 小学校の理科と中学校 (理科)・高等学校 (理科)
- (ホ) 小学校の音楽と中学校 (音楽)・高等学校 (音楽)
- (ヘ) 小学校の家庭と中学校 (家庭)・高等学校 (家庭)
- (ト) 小学校の体育と中学校 (保健)・中学校 (保健体育)・高等学校 (保健)・高等学校 (保健体育)
- (チ) 小学校の外国語 (英語) と中学校 (英語)・高等学校 (英語)
- (リ) 小学校の図画工作と中学校 (美術)・高等学校 (美術)・高等学校 (工芸)

- ⑧ 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と養護教諭
- ⑨ 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と高等学校 (看護)
- ⑩ 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と養護教諭
- ⑪ 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と中学校 (保健)・高等学校 (保健)
- ⑫ 中学校 (技術) と高等学校 (情報)
- ⑬ 中学校 (技術) と高等学校 (工業)
- ⑭ 高等学校 (看護) と養護教諭

(新設)

<p>ii) <u>複数の学科等において複数の教職課程を置く場合</u></p> <p>(削除)</p> <p>①「<u>教科に関する専門的事項</u>」は、<u>中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。</u></p> <p>②「<u>教科に関する専門的事項</u>」及び<u>養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。</u></p> <p><u>(イ) 中学校 (国語)・高等学校 (国語) と高等学校 (書道)</u></p> <p><u>(ロ) 中学校 (社会) と高等学校 (地理歴史)</u></p> <p><u>(ハ) 中学校 (社会) と高等学校 (公民)</u></p> <p><u>(二) 中学校 (社会)・高等学校 (公民) と中学校 (宗教)・高等学校 (宗教)</u></p> <p><u>(ホ) 中学校 (数学)・高等学校 (数学) と高等学校 (情報)</u></p> <p><u>(ヘ) 中学校 (美術)・高等学校 (美術) と高等学校 (工芸)</u></p> <p><u>(ト) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と高等学校 (看護)</u></p> <p><u>(チ) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と養護教諭</u></p> <p><u>(リ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と高等学校 (看護)</u></p> <p><u>(ヌ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と養護教諭</u></p> <p><u>(ル) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と中学校 (保健)・高等学校 (保健)</u></p>	<p>4-9 <u>複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例</u></p> <p>(1)「<u>教科に関する専門的事項</u>」 <u>「教科に関する専門的事項」は、4-3 (2) 及び4-4 (2) の場合には、複数の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p><u>(ヲ) 中学校 (技術) と高等学校 (情報)</u> <u>(ワ) 中学校 (技術) と高等学校 (工業)</u> <u>(カ) 高等学校 (看護) と養護教諭</u></p> <p>③「<u>教科に関する専門的事項</u>」は、<u>小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p><u>(イ) 小学校の国語と中学校 (国語)・高等学校 (国語)</u> <u>(ロ) 小学校の社会と中学校 (社会)・高等学校 (地理歴史)・高等学校 (公民)</u> <u>(ハ) 小学校の算数と中学校 (数学)・高等学校 (数学)</u> <u>(ニ) 小学校の理科と中学校 (理科)・高等学校 (理科)</u> <u>(ホ) 小学校の音楽と中学校 (音楽)・高等学校 (音楽)</u> <u>(ヘ) 小学校の家庭と中学校 (家庭)・高等学校 (家庭)</u> <u>(ト) 小学校の体育と中学校 (保健)・中学校 (保健体育)・高等学校 (保健)・高等学校 (保健体育)</u> <u>(チ) 小学校の外国語 (英語) と中学校 (英語)・高等学校 (英語)</u> <u>(リ) 小学校の図画工作と中学校 (美術)・高等学校 (美術)・高等学校 (工芸)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>④ <u>①から③による授業科目の共通開設を行う場合は、4-3(2)及び4-4(2)により開設する授業科目と合わせ、中学校教諭の教職課程にあつては施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとし、高等学校教諭の教職課程にあつては施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えな</u></p>	<p>(新設)</p>

いものとする。

- (2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- ① 教育の基礎的理解に関する科目
 - ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分
- ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、

- (2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- ① 教育の基礎的理解に関する科目
 - ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分

(参考)

4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例

- (2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- i) 以下に掲げる科目については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- ① 教育の基礎的理解に関する科目
 - ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法及び進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分を除く。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容のうち道徳に係る部分を除く。）
- ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、

養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の総合的な学習の時間に係る部分に限る。）
- ② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）
- ③ 生徒指導の理論及び方法

iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下、「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の総合的な学習の時間に係る部分に限る。）
- ② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）
- ③ 生徒指導の理論及び方法

（参考）

4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例

（2）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

i) 以下に掲げる科目については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法及び進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分を除く。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容のうち道徳に係る部分を除く。）

iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下、「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

（参考）

4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例

（2）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

iii) 「道徳の理論及び指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、

<p>iv) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下、「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」という。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>v) 教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。）及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、<u>幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。</u></p>	<p>総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容のうち道徳に係る部分に限る。）については、<u>中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p>iv) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下、「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」という。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>(参考) 4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例 (2)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 ii) 以下に掲げる科目については、<u>中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u> ① 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」</p> <p>v) 教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、<u>幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p>(参考) 4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例 (2)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 ii) 以下に掲げる科目については、<u>中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u> ② 教育実践に関する科目（教育実習に含めることとする学校体験活動を含む。）</p>
---	--

<p>vi) 教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>vii) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法 ② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法 ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法 ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法 ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法 ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法 	<p>vi) 教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>(参考)</p> <p>4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例</p> <p>(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</p> <p>ii) 以下に掲げる科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>② 教育実践に関する科目（教育実習に含めることとする学校体験活動を含む。）</p> <p>vii) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法 ② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法 ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法 ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法 ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法 ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法 <p>(参考)</p> <p>4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例</p>
--	--

<p>viii) 「各教科の指導法」は、<u>小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p><u>①小学校の国語と中学校（国語）</u> <u>②小学校の社会と中学校（社会）</u> <u>③小学校の算数と中学校（数学）</u> <u>④小学校の理科と中学校（理科）</u> <u>⑤小学校の音楽と中学校（音楽）</u> <u>⑥小学校の家庭と中学校（家庭）</u> <u>⑦小学校の体育と中学校（保健）又は（保健体育）</u> <u>⑧小学校の外国語（英語）と中学校（英語）</u></p>	<p>(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</p> <p>iv) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、<u>中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p>また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。</p> <p>① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法 ② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法 ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法 ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法 ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法 ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法</p> <p>(新設)</p>
---	---

⑨小学校の図画工作と中学校（美術）

(3) 「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-8 (2) vii) に準じて取り扱うものとする。

(4) 専任教員の配置

i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合

教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4-1 (3)、4-2 (4) の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
4-1 (3)	(右欄) 合計3人以上	合計2人以上
4-2 (4)	①～⑤で合計8人以上とする。	①～⑤で合計7人以上とする。

(3) 「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-8 (2) vii) に準じて取り扱うものとする。

(参考)

4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例

(3) 「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-9 (2) iv) に準じて取り扱うものとする。

(4) 教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学の同一学科等において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合、「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要専任教員数は、以下のとおりとする。

なお、短期大学の同一学科等において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合、「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要専任教員数は、以下のとおりとする。

区分	「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
幼稚園教諭の教職課程	4-1 (3) の場合と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 教育の基礎的理解に関する科目において1人以上 「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上 <p style="text-align: right;">合計2人以上</p>

小学校教諭の教職課程	小学校全教科のうち、4教科以上それぞれにおいて1人以上	4-2(4)の場合と同じ
	合計4人以上	

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(※2) ~ (※3) 省略

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

① 「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。ただし、中学校教諭の教職課程にあつては4-3(5)i)表及び高等学校教諭の教職課程にあつては4-4(5)i)表に定める必要専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等に籍を有する者でなければならない。

② 「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」

「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において専任教員とすることができる。

(新設)

4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例

(4) 「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

<p>5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>5-1 ~ 5-7 省略</p> <p>5-8 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例</p> <p>(1) 大学院等の一つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-8 (1) ii) ①②③を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については4-8 (2) を準用する。</p> <p>(2) 大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。</p> <p>① 「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目</p> <p>(イ) 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、4-8 (1) i) ①②③を準用する。</p> <p>(ロ) 養護に関する科目は、4-8 (1) i) ②を準用する。</p> <p>② 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、4-8 (2) を準用する。</p> <p>(3) ~ (6) 省略</p> <p>13 その他</p> <p>(1) 本基準は、令和4年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。ただし、3 (3) については、令和3年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p> <p>(2) ~ (3) 省略</p>	<p>5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>5-1 ~ 5-7 省略</p> <p>5-8 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例</p> <p>(1) 大学院等の一つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-9 (1) を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については4-9 (2) を準用する。</p> <p>(2) 大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。</p> <p>① 「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目</p> <p>(イ) 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、4-8 (1) i) 及びii) を準用する。</p> <p>(ロ) 養護に関する科目は、4-8 (1) ii) を準用する。</p> <p>② 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、4-8 (2) を準用する。</p> <p>(3) ~ (6) 省略</p> <p>13 その他</p> <p>(1) 本基準は、令和4年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。ただし、3 (3) については、令和3年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p> <p>(2) ~ (3) 省略</p>
--	--

教職課程認定基準

平成13年7月19日
教員養成部会決定

一部改正	平成16年6月23日
一部改正	平成18年7月31日
全部改正	平成19年5月10日
一部改正	平成20年6月10日
一部改正	平成20年12月24日
一部改正	平成21年5月18日
一部改正	平成26年11月7日
一部改正	平成27年11月24日
一部改正	平成29年11月17日
一部改正	令和3年5月7日
一部改正	令和3年8月4日

1 総則

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。
- (2) この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。
- (3) 大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
- (4) 初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第2条に規定する課程認定委員会（以下、「委員会」という。）は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

2 教育上の基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。
また、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。
さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連携協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。
- (2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第59条第1項、専門職短期大学設置基準第55条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。

- (3) 複数の大学の学科等が、施行規則第22条第3項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目（特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む）（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。
- (4) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。
学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。
- (5) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教員組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。
- (6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。
- (7) 栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。

3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）

- (1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。ただし、短期大学の専攻科にあっては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。
- (2) 共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。
- (3) 施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。
- (4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。

- (5) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。
- (6) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。
- (7) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3 (5) i) (※2) (※3)、4-4 (5) i) (※2) (※3)、4-8 (4) ii) ①②の場合を除く。
- (8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。
ただし、「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。
- (9) 以下に掲げる科目のそれぞれの専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。
① 領域及び保育内容の指導演法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。）
② 教科及び教科の指導演法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。）
③ 「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
④ 特別支援教育に関する科目
⑤ 養護に関する科目
- (10) 専任教員は、3 (9) の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。
短期大学の専攻科における必要専任教員数は、短期大学の学科等の専任教員とは別に、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。

4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）

2 (4) より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

- (1) 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表備考第1号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5領域、二種免許状の課程認定を受ける場合は4領域以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。
また、領域及び保育内容の指導演法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導演法に関する科目に開設することができる。
- (2) 「保育内容の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教

育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。以下「教育課程の意義及び編成の方法」という。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

「領域に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて1人以上 合計3人以上	・教育の基礎的理解に関する科目において1人以上 ・「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上 合計3人以上

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に掲げる合計必要専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

(※2) 「複合領域」を担当する専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。

(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

(※4) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②～④のいずれかに1人以上とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。

また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

① 「教科に関する専門的事項」

② 教育の基礎的理解に関する科目

③ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

④ 「各教科の指導法」

⑤「複合科目」

- (5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

- (1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあつては20単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあつては10単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

- (2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

- (3) 「各教科の指導法」は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあつては8単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、中学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

- (4) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第4条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

- (5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上

職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

- (※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。
- (※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。
- (※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。
- (※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数
800人 以下	2人以上
801人 ～ 1,200人 以下	3人以上
1,201人 ～	4人以上

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人以上
- ・ 「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）において1人以上

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

- (1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

- (2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

- (3) 「各教科の指導法」は、4単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、高等学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

- (4) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第

5条第1項表備考第1号に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上
地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上
水産	4人以上
福祉	4人以上
商船	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。

(※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。

(※4) (※2)(※3)により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。

(6) 認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」は、施行規則第5条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

- (1) 特別支援教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第7条第1項表に規定する科目（特別支援教育の基礎理論に関する科目など）ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるように開設されなければならない。
- (2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならない。当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。
- (3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（当該領域には、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含む。）については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。
- (4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

免許状に定められることとなる 特別支援教育領域		視覚障害者 に関する教育	聴覚障害者 に関する教育	知的障害者 に関する教育	肢体不自由 者に関する 教育	病弱者に関 する教育
特別支援教育に関する科目		1人以上				
特別支援 教育領域 に関する 科目	心身に障害ある 幼児、児童又は 生徒の心理、生 理及び病理に関 する科目	1人以上	1人以上	1人以上		
	心身に障害のあ る幼児、児童又 は生徒の教育課 程及び指導法に 関する科目	1人以上	1人以上	1人以上		

4-6 養護教諭の教職課程の場合

- (1) 養護に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第9条表備考第1号に規定する科目ごとに開設されなければならない。
なお、施行規則第9条表備考第1号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第9条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。
- (3) 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。
- i) 養護に関する科目
養護に関する科目の必要専任教員数は3人以上とする。なお、養護に関する科目のうち看護学

(臨床実習及び救急処置を含む。)には、専任教員を1人以上置かなければならない。

- ii)「教育の基礎的理解に関する科目等」
4-3(5)ii)に定めるとおりとする。

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

- (1) 栄養に係る教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第10条表備考第1号に規定する事項(栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など)が含まなければならない。
- (2)「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第10条表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。
- (3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、4-3(5)ii)に定めるとおりとする。

4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等又は複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

- (1)「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目
- i) 同一の学科等において複数の教職課程を置く場合
- ①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- ②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- (イ) 中学校(国語)・高等学校(国語)と高等学校(書道)
 - (ロ) 中学校(社会)と高等学校(地理歴史)
 - (ハ) 中学校(社会)と高等学校(公民)
 - (ニ) 中学校(社会)・高等学校(公民)と中学校(宗教)・高等学校(宗教)
 - (ホ) 中学校(数学)・高等学校(数学)と高等学校(情報)
 - (ヘ) 中学校(美術)・高等学校(美術)と高等学校(工芸)
 - (ト) 中学校(保健体育)・高等学校(保健体育)と高等学校(看護)
 - (チ) 中学校(保健体育)・高等学校(保健体育)と養護教諭
 - (リ) 中学校(保健)・高等学校(保健)と高等学校(看護)
 - (ヌ) 中学校(保健)・高等学校(保健)と養護教諭
 - (ル) 中学校(保健体育)・高等学校(保健体育)と中学校(保健)・高等学校(保健)
 - (ヲ) 中学校(技術)と高等学校(情報)
 - (ワ) 中学校(技術)と高等学校(工業)
 - (カ) 高等学校(看護)と養護教諭
- ③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- (イ) 小学校の国語と中学校(国語)・高等学校(国語)
 - (ロ) 小学校の社会と中学校(社会)・高等学校(地理歴史)・高等学校(公民)
 - (ハ) 小学校の算数と中学校(数学)・高等学校(数学)

- (二) 小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）
- (ホ) 小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）
- (へ) 小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）
- (ト) 小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）
- (チ) 小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）
- (リ) 小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

- (イ) 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
- (ロ) 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
- (ハ) 中学校（社会）と高等学校（公民）
- (二) 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
- (ホ) 中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）
- (へ) 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
- (ト) 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
- (チ) 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
- (リ) 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）
- (ヌ) 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭
- (ル) 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）
- (ヲ) 中学校（技術）と高等学校（情報）
- (ワ) 中学校（技術）と高等学校（工業）
- (カ) 高等学校（看護）と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- (イ) 小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）
- (ロ) 小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）
- (ハ) 小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）
- (二) 小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）
- (ホ) 小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）
- (へ) 小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）
- (ト) 小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）
- (チ) 小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）
- (リ) 小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）

④ ①から③による授業科目の共通開設を行う場合は、4-3(2)及び4-4(2)により開設する授業科目と合わせ、中学校教諭の教職課程にあつては施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとし、高等学校教諭の教職課程にあつては施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関

する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとする。

(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 教育の基礎的理解に関する科目

② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分

ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の総合的な学習の時間に係る部分に限る。）

② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）

③ 生徒指導の理論及び方法

iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iv) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」という。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

v) 教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。）及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。

vi) 教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

vii) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法

② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法

③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法

- ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法
- ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法
- ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法

viii) 「各教科の指導法」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ①小学校の国語と中学校（国語）
- ②小学校の社会と中学校（社会）
- ③小学校の算数と中学校（数学）
- ④小学校の理科と中学校（理科）
- ⑤小学校の音楽と中学校（音楽）
- ⑥小学校の家庭と中学校（家庭）
- ⑦小学校の体育と中学校（保健）又は（保健体育）
- ⑧小学校の外国語（英語）と中学校（英語）
- ⑨小学校の図画工作と中学校（美術）

(3) 「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4－8（2）vii) に準じて取り扱うものとする。

(4) 専任教員の配置

i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合

教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4－1（3）、4－2（4）の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
4－1（3）	（右欄） 合計3人以上	合計2人以上
4－2（4）	①～⑤で合計8人以上 とする。	①～⑤で合計7人以上 とする。

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

① 「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。ただし、中学校教諭の教職課程にあつては4－3（5）i) 表及び高等学校教諭の教職課程にあつては4－4（5）i) 表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等に籍を有する者でなければならない。

② 「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」

「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において専任教員とすることができる。

5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）

2（4）より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-2 小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-3 中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3(5) i) に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(5) ii) ※は適用しない。

5-4 高等学校教諭の教職課程の場合

高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4(5) i) に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(5) ii) ※は適用しない。

5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の専任教員を置かなければならない。

大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る専任教員を、それぞれの専任教員として取り扱うことができる。

5-6 養護教諭の教職課程の場合

養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、養護に関する科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、

3人以上の専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(5)ii)※は適用しない。

5-7 栄養教諭の教職課程の場合

施行規則第10条表備考第2号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年^{文部省}_{厚生省}令第2号）」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(5)ii)※は適用しない。

5-8 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例

- (1) 大学院等の1つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-8(1)ii)①②③を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については4-8(2)を準用する。
- (2) 大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。
 - ① 「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目
 - (イ) 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、4-8(1)i)①②③を準用する。
 - (ロ) 養護に関する科目は、4-8(1)i)②を準用する。
 - ② 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、4-8(2)を準用する。
- (3) 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。
- (4) 大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類・学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の専任教員として取り扱うことができる。
- (5) 大学のみ学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみ学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の専任教員でなければならない。
- (6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみ学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類・学校種の教職課程を有する学科等の専任教員については、当該学科等の専任教員でなければならない。

6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

(2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例

昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

- ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）
- ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目
- ⑥ 栄養に係る教育に関する科目

8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

- ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）
- ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目

9 連携教職課程を設置する場合の要件

2（3）により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする学科等（以下「連携教職課程」という。）を設置する大学の要件を、以下のとおり定める。

(1) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2（5）に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。

(2) 連携教職課程については、各設置大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。

- ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整
- ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整

③ その他連携教職課程の実施に必要な事項

- (3) 連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。

教職課程		単位数
中学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	5
高等学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
特別支援学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2
養護教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	6
栄養教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2

- (4) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。
- (5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。
- ただし、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

10 通信教育の課程への特例

- (1) 通信教育の課程において、教育課程及び教員組織については、通学教育の課程に準ずる。
- (2) 大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることができる。

11 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

1.2 教育実習等

- (1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含めるものとする学校体験活動（以下「教育実習等」という。）については、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならない。

この場合において、学校体験活動及び栄養教育実習を除いては、以下の表に定める各区分に応じて定める必要学級数等を満たさなければならない。

区分	必要学級数等
初等教育教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
中等教育教員養成の場合	入学定員 10 人に 1 学級の割合
特別支援学校教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
養護教諭養成の場合	入学定員 5 人に 1 校の割合

- (2) 実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。

なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。

- (3) 通信教育の課程における教育実習等は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。

- (4) 教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

1.3 その他

- (1) 本基準は、令和 4 年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。ただし、3（3）については、令和 3 年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

- (2) 施行規則附則第 7 項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の「教科に関する専門的事項」による場合の当該「教科に関する専門的事項」に係る教育課程及び教員組織については、平成 30 年度までの教職課程認定基準（平成 27 年 11 月 24 日一部改正）に規定する教科に関する科目の基準によるものとする。

- (3) 本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。

教職課程認定審査の確認事項

〔平成13年7月19日〕
課程認定委員会決定

一部改正 平成16年6月15日
一部改正 平成18年4月25日
一部改正 平成20年5月23日
一部改正 平成20年12月3日
一部改正 平成27年10月30日
一部改正 平成29年11月17日
一部改正 平成30年10月9日
一部改正 令和元年7月19日
一部改正 令和2年10月21日
一部改正 令和3年5月7日
一部改正 令和3年8月4日

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）（以下「基準」という。）1（4）に定める教職課程認定審査における確認事項については、以下のとおりとする。

1 教育上の基本組織関係

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。

ただし、以下の場合は、新たに課程認定を行うことを要しない。

- ① 学科等の名称若しくは入学定員を変更する場合
- ② 学科等を有する大学の名称、設置者若しくは位置を変更する場合
- ③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合
- ④ 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学においてこれに準ずる手続を含む。）のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合

- (2) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の

免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあつては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。)に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。

- (3) 既に認定を受けた教職課程に、内容の全く同一の昼夜開講制コースを設けた場合においては、改めて課程認定を行わなくても差し支えないものとする。
- (4) 基準2(5)に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」については、以下の観点から審査を行うこととする。
 - ① 学科等の名称及び設置理念、学位及び学位の分野（短期大学においては学科の属する分野）
 - ② 学科等の教育課程全体における教員養成に関する科目の占める割合
 - ③ 卒業要件等における免許状取得や免許状取得に係る科目履修の位置付け
 - ④ その他課程認定委員会において必要とされる事項

2 教育課程関係

- (1) 教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）第4条第1項表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。
- (2) 領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分、教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目は、教員養成を主たる目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科等の卒業の要件に係る科目として開設されているものを充てても差し支えないものとする。
- (3) 授業科目の名称は、施行規則に定める科目又は各科目に含めることが必要な事項の内容を適切に表現した名称とすることとし、授業内容を直ちに確認することが困難な名称を用いているものについては、シラバスを精査し、当該科目が適当であると課程認定委員会が判断した場合に認めることができるものとする。
- (4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く）。
- (5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。

る。

- ① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること
- ② 各事項において(7)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと
- ③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること
- ④ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること

(6) 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のもの）の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。

- ① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成すること
- ② 実習校と大学が連携して実施体制やプログラム等を構築すること
- ③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、学生は実習校の指示の下に活動を行うこと

(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

- ① 教職課程コアカリキュラム
(令和3年8月4日 教員養成部会決定)
- ② 外国語(英語)コアカリキュラム
(文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書)

3 教員組織関係

(1) 基準3(4)に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。

- ① 当該学科等の教職課程の授業を担当
- ② 当該学科等の教職課程の編成に参画
- ③ 当該学科等の学生の教職指導を担当

(2) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

(3) 令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてを可能とする。

ただし、その場合は、令和4年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

- ① 「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績
- ② 「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績

(4) 令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、

小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることができる。

ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、令和4年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

①小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績

②中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績

なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。

- (5) 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることができる。

別表

認定を受けようとする課程	既に認定を受けている課程
幼稚園教諭免許課程	小学校教諭免許課程
小学校教諭免許課程	幼稚園教諭免許課程
中学校教諭免許課程（国語）	高等学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
中学校教諭免許課程（社会）	高等学校教諭免許課程（地理歴史） 高等学校教諭免許課程（公民） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
中学校教諭免許課程（数学）	高等学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（情報）
中学校教諭免許課程（理科）	高等学校教諭免許課程（理科）
中学校教諭免許課程（音楽）	高等学校教諭免許課程（音楽）
中学校教諭免許課程（美術）	高等学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
中学校教諭免許課程（保健体育）	高等学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（保健）	高等学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護）

	養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（技術）	高等学校教諭免許課程（情報） 高等学校教諭免許課程（工業）
中学校教諭免許課程（家庭）	高等学校教諭免許課程（家庭）
中学校教諭免許課程（職業指導）	高等学校教諭免許課程（職業指導）
中学校教諭免許課程（英語）	高等学校教諭免許課程（英語）
中学校教諭免許課程（宗教）	高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（国語）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
高等学校教諭免許課程（地理歴史）	中学校教諭免許課程（社会）
高等学校教諭免許課程（公民）	中学校教諭免許課程（社会） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（数学）	中学校教諭免許課程（数学） 高等学校教諭免許課程（情報）
高等学校教諭免許課程（理科）	中学校教諭免許課程（理科）
高等学校教諭免許課程（音楽）	中学校教諭免許課程（音楽）
高等学校教諭免許課程（美術）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
高等学校教諭免許課程（工芸）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（書道）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（国語）
高等学校教諭免許課程（保健体育）	中学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（保健）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（看護）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育）

	養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（家庭）	中学校教諭免許課程（家庭）
高等学校教諭免許課程（情報）	中学校教諭免許課程（数学） 中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（工業）	中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（職業指導）	中学校教諭免許課程（職業指導）
高等学校教諭免許課程（英語）	中学校教諭免許課程（英語）
高等学校教諭免許課程（宗教）	中学校教諭免許課程（宗教）
養護教諭免許課程	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護）

教職実践演習の実施にあたっての留意事項

〔平成20年10月24日〕
〔課程認定委員会決定〕

一部改正 令和3年8月4日

1. 教員組織

- 当該科目の実施にあたっては、答申に示された当該科目の趣旨を踏まえ、教職に関する科目の担当教員と教科に関する科目の担当教員が協力して行うこと。

2. 履修時期

- 履修時期は、原則として、4年次（短期大学の場合には2年次）の後期に実施すること。

3. 授業方法

- 授業の方法は演習を中心とし、ICTを積極的に活用すること。
- 受講者数は、演習科目として適正な規模で行うこと。
- 学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする。
- 役割演技（ロールプレイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。また、その際、学生がICTを活用し取り組む内容とすることが望ましい。
- 学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含めること。
- 連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案にあたって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましいこと。
- その他答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。

義務教育特例を適用することで、小学校と中学校の教科に関する専門的事項や、各教科の指導法等を共通で開設することが可能となり、小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の両方の免許状を取得することを目的とした教員養成カリキュラムを編成することも可能となる。

< 教育学部初等教育学科 >

小学校教諭一種免許状				
免許法施行規則		教職課程		
単位	授業科目	単位		
教科に関する専門的事項	国語 (書写含む)	初等国語 (書写含む)	2	
	▲ 8 単位	国語学概論	2	
		国文学概論	2	
		漢文学概論	2	
		書道	2	
	社会	初等社会	2	
	算数	初等算数	2	
	理科	初等理科	2	
	生活	生活	2	
	音楽	初等音楽	2	
	図画工作	図画工作	2	
家庭	初等家庭	2		
体育	初等体育	2		
外国語	初等英語	2		
小計		10 単位	青 枠 8 単 位 + そ の 他	
各教科の指導法	国語	小中国語指導法		2 必修
	社会	初等社会指導法		2 必修
	算数	初等算数指導法		2 必修
	理科	初等理科指導法		2 必修
	生活	生活指導法		2 必修
	音楽	初等音楽指導法		2 必修
	図画工作	図画工作指導法		2 必修
	家庭	初等家庭指導法		2 必修
	体育	初等体育指導法		2 必修
	外国語	初等英語指導法		2 必修
小計		20 単位		
合計		30 単位		

(開設科目・履修要件の設定によって▲ 8 単位が可能)

< ○○学部△△学科 >

中学校教諭一種免許状 (国語)			
免許法施行規則		教職課程	
単位	授業科目	単位	
教科に関する専門的事項	国語学	国語学概論	2 必修
		国語学A	2
		国語学B	2
	国文学	国文学概論	2 必修
		国文学A	2
		国文学B	2
	漢文学	漢文学概論	2 必修
		漢文学A	2
		漢文学B	2
	書道	書道	2 必修
	小計		20 単位
各教科の指導法	国語	小中国語指導法	2 必修
		中等国語指導法 II	2 必修
		中等国語指導法 III	2 必修
		中等国語指導法 IV	2 必修
	小計		8 単位
合計		28 単位	

(開設科目・履修要件の設定によって▲ 2 単位が可能)

開設例

▲ 2 単位

小学校免許状の教職課程を設置する際の要件の緩和について

小学校免許状を取得できる機会の拡大を図るため、大学が小学校免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における新たな課程の設置を促進する。

＜小学校免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（教職課程認定基準（教員養成部会決定））を緩和＞

○ 科目開設の種類

見直し案	現 行
教科専門科目 10教科のうち、いずれか1教科開設	教科専門科目 10教科（※1）全て開設

※1：教科専門科目 全10教科

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、英語

※2：教職課程を履修する学生は、全10教科のうち1教科以上の科目の単位を修得（教育職員免許法施行規則）

○ 専任教員の配置数

見直し案	現 行
・教科専門科目 1人 ・教職専門科目 3人 ・複合科目、教科専門科目、教職専門科目のいずれかで合計4人 合計8人	・教科専門科目 5人（5教科に各1人） ・教職専門科目 3人 合計8人

【期待される効果】

➤ 小学校の教科担任制の導入を見据えた、教科の専門性の高い小学校教師の養成が可能になる（例えば、理科や数学の教科専門科目を重点的に開設し、理数に強い小学校教師の養成）

➤ 教科専門科目の科目開設、専任教員配置数の要件が緩和されたことにより、大学の負担が軽減され、教科専門科目と各教科の指導法を合せた「複合科目」の開設が促進される

➤ 小学校と中学校の両方の免許状取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」と併せて適用することにより、小学校免許状に特有の科目履修が軽減され、小学校と中学校の免許状の併有が促進される